

開催日時：令和 5 年 7 月 20 日（木）10：30～15：37

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、中野昌子内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 5 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 20：育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

（大橋部会長）前回平成30年度の提案により通知で工夫の仕方を提示いただき、それに基づいて工夫してきたという経緯がある。ただ、今回の提案は、その工夫によってもなお、うまくいっていないという内容である。まずこちらの問題意識の第 1 点として、保育所の入所のシステムで入所可能か否かという手続があり、その中で保育所入所保留通知書（以下、「保留通知」）をこちらの制度とリンクさせるという、あるものを利用してこれまでやってきたと認識している。ただ、地方分権の観点から申し上げると、地方公共団体に事務を義務付ける場合には、原則、法令の根拠が必要である。これは対等当事者間である以上は、そういう流儀が必要だという整理である。その中でそもそも平成 9 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」の通知において、市町村に対して、保護者宛ての保留通知の交付を求めているということが、そもそもルール適合するのか、通知の性格はどういうものなのかということを疑問に思っている。

第 2 点として、入所の手続として行政手続法に基づく申請の処理手続があり、これは非常に手厚い配慮をするように、こここのところずっと法制度が充実してきた。単に申請を出す・出さないということのほか、それに伴う、様々な制度の説明・相談を手厚くするように構築されている。それに対して今回の制度のリンクは、手厚い申請処理の仕組みがあることを前提として、申請どおりの給付を望まない人について、わざわざその手続を経由することによって、簡単に言えば、落ちることでそちらの受給資格に到達する、という非常にイレギュラーな使い方がされている。これが行政手続や申請処理手続の観点からして本当に正当なやり方なのかというのがある。

追加共同提案のとおり、非常に多くの団体が負担だと言っていることの根底には、前述のような疑問があるのだと思う。そうだとすると、この通知を前提にして、工夫しながらやっていこうという前提を、見直す必要があるのではないかと。育児休業・給付の仕組みが大切だという意義を否定するものではないが、例えばハローワークが保育所等に入所していないことの確認をすとか、市役所がそういう確認を別途するという手続をとることによって、入所の手続から切り離すほうが、はるかに悩みがないわけで、提案団体もそういうことを請求してきていると認識している。その点についてどのようにお考えかお聞きしたい。

（こども家庭庁）おっしゃる点はよく理解する部分もある。一方で、この制度に対する理解が十分に伝わっていない部分もあるという気もしている。育児休業の延長については、保育の定員に空きがあり保育を受けられる状態であれば、本来受けられない。にもかかわらず保育所等に入所できなければ休業延長ができるから保留通知を出してくださいという相談が市役所等に来てしまっているわけだが、実はそれ自体が、これは厚労省の所管であるが、育児休業の延長の要件からすると本当は外れている話ということだと思う。その部分が理解されていないという問題意識が以前の議論の時からある。本来は、保育所等に入れられないという大変残念な状況がまず先にあり、保留通知を出す。その上で、その場合であれば育児休業の延長を受けられるという順番。それを一緒に処理をしようとしている状態だと思うので、その部分の誤解を解くということが、平成30年の時から議論としてあり、誤解を解く努力を、両省庁（当時は厚生労働省）でしてきている。また、引き続き努力をしてい

く必要があると思っている。

(大橋部会長) 理解していないというよりも、むしろ理解した方が、理解した結果とは違うことになっている。つまり、減点すれば落ちますよとして申請をしたにも関わらず、不幸にも保育所等に入所が決まってしまうと、自分の思いとは違う形で、結局こちらの休業給付の給付に進めない人がおり、そういう方に対しても市町村は事前に丁寧に説明して、最後はクレームを浴びるという構造になってしまっている。もともと欲しくない保育所等への入所を申請させて、それが落ちることを前提として、次の給付につなげるという仕組みは歪んでいると思う。この歪みが根底にあっていろいろな問題が生じているというのが、基本的な認識であるがいかがか。

(こども家庭庁) これは厚生労働省所管の制度であるが、両方選べるものの不本意に保育所等に入れてしまった、ではなく、制度としては選べるものではない。育児休業の延長は極めて例外的な位置づけであり、そもそも選ぶための手続は想定されていないということをあらかじめ明確にする必要があるというのが問題意識である。

(高橋構成員) 平成30年当時の議論で工夫を行う通知を出してもらっているものの、通知を出してもなお、様々な問題点が出ているということは提案からもはっきりしている。これはやはり、主観的な、希望しているにもかかわらず入れなかったという基準の曖昧さが、問題の根源なのではないか。市町村がいくら説明しても、理解した上で制度を使おうとする方は必ずいるわけで、その中で市町村の負担をどう軽減させるかという、保留通知を要件とするのではなく、ハローワークと直結させて、お互いに保育所等に入れなかったということがわかるシステムにさせていただくというのがいいと思うがいかがか。

(厚生労働省雇用環境・均等局) そもそも育児休業が原則1歳までとしている理由は、その時期が子どもの養育に最も手厚い手当を必要としているためである。保育所等に入れられない場合など、雇用の継続に特に必要な場合に限り、最長2歳になるまで延長可能としているのは特例措置であり、緊急的なセーフティネットである。延長を目的として、保育所等への入所意思がないにもかかわらず入所申請を行い、当該保育所等に入所できないことをもって、育児休業の延長を申し出ることは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法」)に基づく育児休業の制度の趣旨には合致しない。厚生労働省としては、リーフレット等で広く周知しているところであるが、引き続き制度の趣旨や適切な利用について丁寧に説明してまいりたい。

(高橋構成員) その制度設計は、厚生労働省令で具体的に要件を決めているものであり、利用を希望しているが入れなかったという非常に主観的な要件で線引きをしているがゆえに問題が起きている。そこを維持したいのであれば、市町村に負担を課すのではなく、厚生労働省で国の事務としての責任を持ってこれを解消できるように制度設計をするべきではないか。

客観的に、保育を充足する状態ではないと事後的に確認して延長を認めるかどうかという制度設計もあったはず。そうではなく今の制度を維持したいのであれば、厚生労働省の責任できちんとしてほしい。自治体に負担を押し付けないでほしい。

(厚生労働省雇用環境・均等局) 繰り返しになるが育児休業は、原則子が1歳になるまでとしている。育児休業を終了して職場復帰するためには、子を保育所等に入れる必要があると思われる。このため、子どもが保育所等に入れなかった場合にのみ特別に育児休業を延長可能としている。この趣旨は理解いただきたい。

(厚生労働省職業安定局) 育児休業・給付は1歳までが原則で、子を養育する予定の配偶者が死亡した場合などあくまでも例外的に子を養育しなければならない状態が生じた場合に限り、1歳以降の延長が認められている。その並びの一つの要件として、本当は復帰するつもりで、本人が希望して手続を行ったものの保育所等に入れなかったという場合はぎりぎりいいだろう、ということで要件に入ったと認識している。そのためこの確認においては、保留通知という仕組みを自治体でされているということであったため、それをもって確認するという手続にしている。これが御負担をかけているというのは大変遺憾であるが、もし新たな認定制度でとなると実務上非常に困難であり、我々としては、事業主への負担や、給付に関しては給付全体のバランスといった観点から、例外的な措置である育児休業・給付の延長措置の要件を緩めることはできないと考えている。そのため、御提案を踏まえれば、この制度自体をどうするかという話になると考えている。

(大橋部会長) 初めの質問に戻るが、保留通知の交付を求めているのはどういう整理で求めているのか。法的な根拠は何か。

(厚生労働省職業安定局) 育児・介護休業法及び雇用保険法で義務付けているわけではなく、保育の手続で保留通知が出ているということを前提に、育児休業・給付の手続それぞれで保留通知を出してくださいと求めている。

- (大橋部会長) 求めているといっても、後の手続で要件として機能している以上、これは義務付けと同じという評価になる。
- (厚生労働省職業安定局) 制度上義務付けているわけではないが、保留通知がなければ通常は確認できない。ほかで確認できる場合があれば別だが、通常は確認できないということになる。
- (高橋構成員) 育児休業・給付の延長要件としての取扱いがなければ、自治体は保留通知を出さなくてもいいのではないか。
- (こども家庭庁) 保留通知についての法制的な性格はきちんと整理させていただく。ただ、市町村は、保育申請があった際に入れるか入れないかを通達しなければいけない。入れないということを通達するという意味で保留通知を出している。雇用保険上は、希望していたのに入れないということが要件となっているため、この要件を確認する上で保留通知というのは事実上同義ということで、実務上雇用保険の方でも活用いただいております。雇用保険の部局と保育政策の部局で連携して政策を進めている。それによって保育のほうに過度な負担が強いられているのではないかと指摘は、我々も常にいただいている。
- (高橋構成員) 保留通知については、我々も2次ヒアリングまでにもう一度整理させていただく。その上で、負担をかけていることを認識しているのであれば、そこは真摯に受け止めていただき、情報共有の仕組みを新たに作るなど色々なやり方があると思うので、真摯に御検討いただけるとありがたい。
- (こども家庭庁) 保留通知の性格についてはしっかり整理したい。保留通知を使わないという話だと、保育所等に入れない場合に限り延長を認めるというスタンスは制度上変えることが難しいと思うので、その確認の手段として工夫の余地があるのか、市町村の負担感をどう考えるのか、厚生労働省側が雇用保険の観点でどういう手段であれば大丈夫と認めるかというのは、厚生労働省との間ではかなり詰めた議論をしなければならない。今の時点では、減点をすることが考え得るぎりぎりの措置であり、その先があるかということは全く考えつかない。問題意識としては受け止めさせていただきたい。
- (厚生労働省雇用環境・均等局) 育児休業は労働者の労務提供義務を消滅させるものであり、要件を満たせば労働者が請求すれば取得できる、非常に強い権利となっている。1歳以降の育児休業の延長について、引き続き十分に確認できる手段が必要であり、それが今の保留通知と考えている。
- (大橋部会長) 確認の手段が必要ということ自体は認めている。ただ、その手段については工夫いただきたい。市町村から負担感が出てきていることを受け止めていただき、確認手段の多様性や、そもそも保留通知がきちんと説明できるものであるのか整理いただきたい。
- (高橋構成員) 自分が親だったら働くか、育児休業・給付を延長するか、天秤にかける。要件の主観的な要素を維持したいのであれば、国のほうできちんと線引きしてもらいたい。平成30年当時の規制改革会議でも議題が上がっているほか、また令和5年のこども未来戦略方針では、時間単位等での保育利用を可能とする話も出ており、これを実現するとすると、延長の要件にも影響するのではないか。この辺を真摯に御検討いただきたい。

## <通番12：民生委員・児童委員の選任要件の見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 提案の基礎にあるのは、先ほど民生委員が9割後半充足しているという話があったが、港区だと86%である。言ってしまうと、昼間にそんなに人がいないエリアに働きに来て、自分の居住地に帰っていくという、そういったエリアが東京の都心には多い。

今回、特別区長会から提案が出ているのもそういった背景に基づく趣旨であり、追加共同提案団体を見ると、やはり大きな都市や、政令指定都市からも出てきている。問題はやはり普遍的な構造である。現状だと、民生委員法第6条で、当該市町村内に居住していなければ民生委員にはなれないことから、これは、どんなに運用を頑張っても、これが要件として1個のハードルになっている。

御説明にあったように、居住している人であれば地域に通暁しているというロジックで従来ずっときているわけだが、居住している人でも地域については全く無関心だったら民生委員には向かないわけだから、やはり一番大事なのは、通暁しているかどうかである。

例えば、都心のマンションの管理人、私の身近にもいるが、その方は朝にお掃除していたり、宅配の人の相手をしたり、町内会の受付をいろいろやったりとかで、非常に地域には慣れ親しんで詳しく、しかも非常に長い時間そこにいらっしゃるというような、そういった経験がある。しかしながら、そういったリソースは、もう一切使えないという形で、民生委員の担い手から除外されてしまっているという問題があることから、そこを見直さないと、結局、持続可能な仕組みにはならない。どんどん弱っていくのが目に見えており、しかも、

地元で身近に見ている人が、ここがネックで、ここを緩めたらうまくいきますよという提案が出てきているわけだから、それを生かすというのが、私はすごく大事だと思う。負担軽減とかもちろん大事であり、この後の提案にも出てくるが、そうではなくて、まず、提案で指摘されている点を真面目に考えていただきたい。担い手確保について、地方や都心の実態をどれくらい真摯に受け止めて検討するかということかと思うし、ちょうどこういう提案が、しかもこんなにたくさんのところから追加共同提案が出てきているため、これを1つの追い風にして、この際、施策を見直していただくということを検討できないかというのが、一番基礎にある感想である。

(厚生労働省) 御提案については、担い手不足や、いわゆる負担軽減という部分について、幅広い視野でいろいろ実践なども見ながら考えていく必要があると考えている。

その上で、民生委員の要件の部分について、在勤者の方に関しては、基本的に勤務時間中に地域に来訪される別の地域にお住まいの方であるため、そもそも地域で福祉の代表的な担い手の1人として、先ほど申し上げたような様々な緊急時の対応、地域に根差した諸活動、こうした民生委員の職務全般が、継続的かつ総合的にきちんと担っていただけるか、そういった部分について課題があると考えている。

また、転勤、短期間で変更する可能性、自治体への委嘱事務への影響、委員確保の不安定性への影響、また、いずれにしても民生委員のそもそもの任務といったものをきちんと果たしていただけるのかどうかということについては、様々な実践も見ながら考えないといけない。また、そうした民生委員制度の委嘱の根幹に関わる部分でもあるため、私どもとしては、その点については、きちんと民生委員団体の皆様方の御意見や、ほかの団体の皆さんの御意見も伺って丁寧に、慎重に見ていく必要があると考えている。

ただ、繰り返しになるが、御提案いただいた趣旨の中に、「在勤者も委嘱できるようにするなど」ということであったが、そういった在勤者も委嘱できるようにすることなども一例としつつ、大きなところで申し上げると、民生委員の担い手の拡大、確保策、負担軽減策、こういった部分が非常に大きな提案だと受け止めており、先ほど申し上げたような民生委員協力員の取組であるとか、いろいろな負担軽減の取組というものがあるため、いずれにしても、幅広い視点を持って様々な取組について、よく提案の趣旨も踏まえながら検討していきたいと思っている。

(大橋部会長) お話のあった民生委員が幅広くいろいろな職務を行うということを前提にすると、更にじり貧になると思う。なぜなら、今、地域住民同士の関係性がかなり希薄になっていて、プライバシーの問題もあるため、各御自宅に入り込んでいない状況がある。そうすると、お互いに今までやっていたような業務の中で、明らかにこれはもう止めた方が良いというものや、そんなに要求できないというものがあるだろうから、やはり、そういう職務を精査するというのも当然大事である。そうすると、本当に在勤で、居住で、というような区別で選任されるのか否かという差異が生じることが問題だと思う。

また、意見を聞くとのことであったが、実際に提案という非常にいろいろな負担のある手続のもとでも、特別区長会とこれだけの政令指定都市から意見が出てきているわけであり、リアルに負担だということを示している。改善の要望としての意見が出てきているわけであるから、改めて意見を聞くまでもなく、これを前提にさせていただいて、これに向き合って改善できるかどうかという形で、全体的な総論ではなくて具体的に御判断いただきたい。

(厚生労働省) 先ほど御説明の際にも申し上げたが、民生委員の方々の負担軽減とか、担い手の拡大に向けた取組というのは様々あると思っているので、民生委員の活動の実情もよく把握し、また、好事例などもよく見て、実践の中からどういうことが考えられるか、私どもも引き続き幅広い視点を持って、この点については考えていきたいと思っている。

(高橋構成員) やはり、提案として出てきているので、幅広く御検討をいただけるのは非常にありがたいが、別に在勤者というだけで満たされる話でもないと思うので、例えば、町おこしの団体に入り、深く地域に入り込んでいて、いわゆる居住者と同等のように地域に通暁しているような人がいないのかどうか、そういった実態も含めて、こういった居住者だけに限定しているというものについて、もう少し幅広く枠を広げられないかということ、自治体や団体の声であるとかを聞いていただいて、ぜひ、2次ヒアリングまでに御検討をいただければありがたいと思うが、そこは、いかがか。

(厚生労働省) 私どもの方でも、今の問題、担い手不足の問題とか負担軽減の取組について、まず、実態把握などを行うことが必要だと考えているので、この点については、今年度そうした調査を行いたいと思っている。その辺りも見ながら、いろいろな好事例や課題を考えていくということであり、現時点で、何か時期を決め打

ちするということは難しいが、いずれにしても、そうした調査研究のようなこともしっかり行いながら、また、一方で、民生委員の団体の皆様の御意見なども丁寧に見ていく必要があり、委嘱のあり方や委嘱の根幹みたいな部分にも関わってくるので、そうした視点も含めて、よく丁寧に検討していきたいと思う。

(高橋構成員) そうした視点というのは、民生委員の居住要件を見直すことを含めて御検討いただけるということでしょうか。

(厚生労働省) 幅広い視点で見ていくということである。ただ、先ほど申し上げたように、選任要件の部分としては、地域の業務に精通し、総合的に職務全般を担っていただける方ということになり、民生委員の委嘱というものの根幹に関わる部分でもあるので、その点も含めて丁寧に見ていく必要があると考えているところ。

(大橋部会長) 事務局、これまでも民生委員に関しての検討や研究報告というのは重ねてされているが、そうした中でこういう居住要件というのは問題になったことはないのか。

(泉参事官) これは厚生労働省の調査ではないが、平成28年11月に、全国民生委員・児童委員連合会、恐らく関係団体だと思うが、そちらで中間報告というのが出ており、今回の提案は、割と都市部からの提案が多いが、この中間報告によると、地方においても過疎化等により、地域住民の中から適任者を確保するのが困難な場合に、居住していなくても当該地域に長く勤務している在勤者を選任するといった弾力的な運用も検討課題の一つとして挙げられているところである。関係団体はいろいろあるのだろうが、少なくとも全国民生委員・児童委員連合会においては、こういった認識をお持ちであると私どもは承知している。従って、都市部だけではなく、過疎地域でもこういった悩みがあるということであるため、在勤者イコールというよりは、在勤者の中でも、そういった地域の実情に通じている方を選任できるような仕組みを今回求めているので、ぜひそこは御検討いただきたい。また、先ほど充足率の御説明があったが、令和4年度のデータがこのグラフにはない。私どもが承知しているところだと、93.7%と伺っており、民生委員が発足した昭和23年度の94.8%を下回る状況ということである。この制度は非常に大事な制度であるため、持続可能性を考える上で、ぜひ今回の提案も含めて御検討いただきたいと思っている。

(大橋部会長) 厚生労働省から何かあるか。

(厚生労働省) 先ほど、全国民生委員・児童委員連合会の中間報告において、過疎化等の地域における検討課題の一つとして挙げられているとの御紹介があった。ただ、これについては両論があり、やはり同じ地域の住民の一員であるということが、住民の目線の活動、住民の代弁者たる民生委員の基本的性格に関わることではないかという意見もあったということで、そこはまだ議論がいろいろあるところと承知している。

いずれにしても、民生委員の方々の中にも、いろいろな御意見があると思うが、先ほど申し上げたような民生委員制度の委嘱の根幹に関わる部分、あるいは自治体の委嘱事務に関わる影響、継続性の問題、不安定性がないか、あるいはそのときの条件などをどう考えるかなど、いろいろ制度論で考えていくと様々な課題があると思っている。いずれにしても、持続可能性を高めるという観点の御指摘、この点については、しっかりと受け止めて、私どもとしても様々な幅広い視点で検討を深めていきたいと思っている。

(大橋部会長) 私が確認したかったことは、この居住要件の問題というのは、今回の提案で新しく問題発見されたような問題ではなくて、こここのところずっと関係者の間では、問題関心が持たれていたことということである。先ほど述べたように、業界団体の方からもそのような報告書が出ているし、今回こういう形で地方公共団体の中からも具体的な提案が出てきたので、地域に通暁している、よく知っている人、という要件が、本当に居住者限定なのか、それ以外のものがないのか、先ほど高橋構成員がおっしゃったような、そういう広がりを検討してほしいということである。ぜひ関係者の御意見を聞いて、次に2次ヒアリングを行うので、そこまでに整理をいただければと思う。

(勢一部会長代理) ぜひ検討をお願いしたいと思う。やはり、社会の構造や人々のライフスタイル自体も、この制度ができた頃とは大きく変わっているところがあるだろうと思う。特に在勤者というのは、いろいろな在勤者がいるわけで、その中には地域にとって非常に力になるような人材もいるだろうと思う。

例えば最近だと、関係人口ということで、出身者が近くの別の自治体に住んでいるのだけれども、頻繁に地元に戻ってきているとか、あと、地域おこし協力隊というような人々には、1か所の自治体で活動した後に、その周辺の自治体で、また活動を続けているという方もおられると思う。

その意味では、今まで想定していなかった人材が各地に埋もれている可能性はあって、それを地域が適切な人材を見つけて選任するということをすれば良いのではないかという問題関心がある。

また、加えて負担軽減ということで、御紹介いただいた民生委員協力員であるとか、ICTの活用、こういうと

ころの工夫のこれまでの蓄積を拝見すると、これは、継続的かつ総合的に担うというお話だったが、総合的に一人では担い切れないところを、サポートしてやっていきたいと思いますという体制が、既に工夫で準備されているので、そういった補う部分があれば民生委員をできますよ、という方もこれから出てくる可能性はあることから、そうした意味で、総合的に制度の御検討をお願いできればと思う。

(大橋部会長) それでは、こちらの問題意識をお伝えしたので、検討をよろしく願います。

### <通番 13 : 児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し (こども家庭庁、厚生労働省)>

(大橋部会長) 結局、民生委員の証明事務も50年くらいやっていて、当時の民生委員と、今の民生委員の置かれた状況が相当違うということで、プライバシーの問題や、民生委員をやっていても、ほかの人のところには、もう立ち入れないというような意見があって、そういう状況で、民生委員にこういう公的な金銭の証明事務を要求するという仕組みが、かなり無理が来ているのではないかと、そういう提案である。

また、ほかの提案と比べても共同提案団体の数がすごく多く、結局、全国的にこの事務を続けるということについては、持続可能性という点から無理ではないかと、そういう要請が出ている。

全国民生委員児童委員連合会が出しているガイドラインを見ても、この証明事務への対応について、状況確認ができないような場合や、代替手段があるような場合には、そちらで代替するといった形で示されていることから、証明事務への対応にすごく苦勞している状況が見える。あと、平成24年の「行政苦情救済推進会議 (総務省九州管区行政評価局)」を見ると、推進会議の意見として、民生委員が生計維持の証明を出すのは、実質的に不可能で、時代後れも甚だしいので、早急に改善すべきであるという意見も出ているという状況である。

民生委員法第14条の民生委員の職務というのは、非常にあっさりとした状況を把握してくださいということが書いてあるにもかかわらず、昭和48年の厚生省課長通知というのは、民生委員に証明事務を義務づけるものだと、そういう理解でよろしいか。その場合、この通知はどのような法的な性格を有するのか。

(こども家庭庁) こういった証明そのものを義務づけているかと言われると、当該課長通知は、児童扶養手当の支給手続、つまり申請手続の際に添えていただく書類等に関する手続の定であり、そもそもの業務として、証明そのものを義務づけているとまで言えるかということ、微妙なところがある。

ただ、一方で、民生委員の方で、地域の中でいろいろな相談に応じて、行政につないでいくという役割の一環としては、こういった申請をする際の証明については、御協力をお願いするということではないか。

(大橋部会長) ここはすごく大事なところで、民生委員が行っている証明事務というのが、任意であり証明できる内容であればどうぞというような性格のものなのか、そうではなくて、民生委員たるものは、証明事務をやってくださいという義務なのか。何をこの通知が言っているのかという問いである。もし、証明事務を義務づけていないとすれば、なおさら、ほかの手段を挙げていただいて、ほかの手段による証明でも構わないと通知で明確化されれば、提案の支障が解消すると思うが。

(こども家庭庁) 証明をしなければならぬと直接的には義務づけていないという意味では、先ほど申し上げた通りだが、一方で、直接に児童扶養手当法上、この証明については、児童委員、民生委員が行わなければならないといった具体の根拠規定があるわけではなく、その意味で、義務づけていないといえばそうなる。

ただ、民生委員法で規定するところの、住民の困りごとの相談に応じて、必要な支援につなぐこととか、証明事務がそういった中に位置づけられるのではないのかという意味だと、やはりそこには入ってくると考える。そういった背景もあって、かちっと様式を定めて、そして証明書について出していただくことをお願いしているということだと認識している。

一方で、その通知の中でも「民生委員等」ということで、専ら業務独占的にやっているというものでもなく、今回の我々の提案としては、民生委員、児童委員以外の方で、どういった証明のルートがあるのかということを整理した上で、何がしかお示しができないかということを検討している。

(大橋部会長) ここのところは、はっきりしていただくことが大事で、民生委員がこの証明を書くということが、本当に義務であるのか、そうではなくて、義務ではないが、様々なうちのワンオブゼムということであれば、それを明確にしていれば、提案が言う支障は解消できる。証明事務のハードルが下がれば、民生委員のなり手がなくて、どんどん先細ってしまっているという問題についての解決策にもなる。ここのところは非常に重要で、「民生委員等」のところが、広がりがあるものであれば、それを明確にして、ほかの証明手段、例示を挙げていただいて、そういうものも活用可能だと明記してもらえれば先に進める。

(こども家庭庁) 民生委員の方の中にも、熱意を持っている方もいて、民生委員が福祉の中で担う役割から考えると、なかなか軽々とワンオブゼムであると言えるかどうかというのは、当時の経緯等も振り返りつつ検討する必要がある。

一方で、先ほど申し上げたように、専ら民生委員でなければ証明できないのだと限定的に責務をかけているわけではなく、部会長も御指摘のように、今は「民生委員等」としていることもあり、どういった範囲がほかに考えられるのか、整理してお示ししたい。

その結果として、民生委員でできる方はやっていただき、民生委員ではなかなか手が回らないという場合は、別ルートでやっていただくということについても自治体で活用いただけると、道は開けると考えている。

(大橋部会長) 多分、今おっしゃっていただいたことが、ニュアンスとして地方には伝わっていないのではないかと。ぜひ説明いただいた趣旨であることをお伝えいただいて、民生委員で熱意を持ってやっていただける方は引き続きやっていただき、証明が非常に難しいというようなことも、ガイドライン等に出てきているので、民生委員以外の証明可能性があるということについて、広く周知することが重要である。証明事務を円滑化するということにも資するし、民生委員になろうという人のハードルを下げるということにもつながる。

(こども家庭庁) 確かに証明事務をどうやっていくかということが、この制度を回していく上での必要な事柄であるため、この通知について十分に周知なり、認識がされるに至っていないのではないかと御指摘を踏まえ、民生委員以外の証明できる者についてお示しする際に、少し工夫していきたい。

ただ、自治体としても、ほかの手段といったときに、どういった実例があるのか、そういった取組事例なども十分調査しながら検討していきたい。

(高橋構成員) 先ほど、民生委員法の職務の中で読めるのではないかとのお話があったが、生活状況に通暁しているという話と、証明事務を担うという話は別の話であって、そこは一段階レベルが高い話だ。

そういった意味で、できる人はやっていただくのは重要だと思うが、やはり民生委員、児童委員に、まず、証明をお願いするというような形での通知というのは、やはり非常に民生委員のハードルを上げているのではないかと。その通知の出し方も民生委員には負担がないように、ぜひ検討いただきたい。

(こども家庭庁) 証明ができないがゆえに、申請ができなくなる事態を招いても困るので、そこは最後の受け皿として、地域の中でどなたにお願いするのかなど、いろいろ目配りしなくてはいけない点はあるが、ただ、もともと民生委員、児童委員等とか、学校長とか、ほか手段の例示もあるため、その辺りは現場の実態などもよくお聞きしながら、検討していきたい。

(勢一部会長代理) 冒頭の議論でも出たが、やはり民生委員の担っている役割とか置かれている環境というのが、制度の創設当時とは大きく違っているというところは、改めて申し上げるまでもなく、共有されていることと思う。

そういうことを考えると、民生委員が、どこまで現在の社会状況において、業務を担うべきなのかというところの観点から、整理していただくことが必要ではないか。

民生委員は、かなりいろいろなお仕事をされておられるが、給料の支払いはなく、活動費の支援のみである。やはり、このような立場で、かなりボランティアな思いでやってくださっている方のお仕事を、現代的にきちんと把握していただいて、任意の事務と義務的な事務というのは、法の下で丁寧に整理していただくことが前提として必要ではないか。

(坂本参事官) 「民生委員等」というところに、ほかに何があるかというところをしっかりと例示して、自治体のニーズなり、実態、状況も把握していただきながら、「民生委員等」というところを例示していただければ、まずは、自治体としては、ほかの選択肢も広がるというところで、いいのではないかと。

(大橋部会長) 民生委員に証明事務を義務づけるものではないという理解でよろしいか。

(厚生労働省) 義務づけという言葉が適切かどうかは何とも言えないが、制度上一部貸付けについては、民生委員の調査書を添えていただくことをお願いしている。

(大橋部会長) 「民生委員等」ではないのか、それ以外、ほかの証明手段はなしということか。

(厚生労働省) 具体的に申し上げますと、福祉資金と教育貸付けについて、そうしたことをお願いしている。

(大橋部会長) ということは、結局、この件については、民生委員の証明を義務づけていて、それがないと、給付にはつながらないという意味では、給付の基本要件になっていて、ほかの証明手段では代替できないということになるが、この理解でよろしいか。

(厚生労働省) 原則民生委員の調査書を添えていただくことをお願いしている。

(大橋部会長) そうであれば、そこまでの義務づけの根拠は、一体何なのか。貸付けの制度は、法律に規定があるのか。

(厚生労働省) これは、予算事業になっている。

(大橋部会長) だから、それでは駄目だと言っている。義務づけの根拠としては、法令上の根拠が必要。証明事務をやっていただけという方は、今までの沿革でやっていただくということは大事で、それ以外のものも証明手段としてあり得るということであれば、先ほどと同じような形で納得できるが、民生委員限定ということだと話が違う。その場合には義務づける根拠をしっかりと示していただく必要がある。民生委員法第14条はアウト過ぎて根拠になり得ず、要綱や予算関係のいろいろな指針というの、地方公共団体に義務付けをさせる法的根拠にはなり得ない。そのところを整理いただいて、そこを柔軟な形で、この提案に沿うような形での整理を、次までをお願いしたい。

(厚生労働省) どういう形でお示しできるかというのは、民生委員団体の御意見なども伺いながら考える必要があるが、民生委員の方の調書の作成の範囲など、いろいろな観点から丁寧に見ていく必要がある。そうした視点も含めながら、民生委員の関係者の方々の思いというのを大事にしっかり受け止めて、我々としてもこの提案の趣旨を踏まえながら、どういう改善ができるかは考えていきたい。

(大橋部会長) 民生委員の方の御意見も大事だが、この民生委員という制度自体が、どういう仕組みなのかということの基本理解が先決問題で、どこまでのことが要求できるのかという点では、先ほどの提案と全く共通している。我々の思いは、先ほどからお話ししているとおりであり、そのラインで整理を進めていただきたい。

#### <通番 36：訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し（警察庁）>

(高橋構成員) 平成 31 年 3 月に警察庁から各都道府県警等へ出した通達に関して、確かに介護サービスが増えているという話があるが、定義としては、訪問診療等ということで、例示としては看護師までにとどまっている。

その前の平成 31 年 2 月に警察庁から厚生労働省に出した文書には、訪問リハビリテーションや訪問介護等を訪問診療等と位置づけるとはなっているが、これは両者の文章を併せて深読みしないと、訪問型サービスが通知に入っていると理解しにくく、なかなか浸透しないのではないかと思う。

ぜひ通知を出し直し、明確に訪問介護サービスが対象になっていることについて、都道府県警察や現場の職員が分かるように、周知していただきたいと思うが、いかがか。

(警察庁) 全国の駐車許可の実績があるが、その中でも訪問介護と訪問看護が一番大きな割合を占めている。都道府県警察における文書に基づく取扱いについては、検討の上、運用がされていると思うが、引き続き、周知徹底を図られるように工夫してまいりたい。

(大橋部会長) 支障事例について、全体としてどういうものが対象になるのかということを整理する意味では、平成 31 年の通知に類似するようなものを、今回の提案を機会に、もう一度出していただける前提でよろしいか。

(警察庁) 今回の要望も踏まえて、現場の状況も聞きながら、足りていないところについては検討し、どんな形で発出するか、検討させていただきたい。

(大橋部会長) 提案がかなり具体的に出ているので、回答も具体的に、この制度の特性からしてお願いしたい。例えば、先ほど申請書類の簡素化について、多い部分は簡素化するということの説明があった。具体化する部分は、それを明文化して出していただけということをお願いできるのか。

(警察庁) 現時点、駐車許可のために必要最小限の書類にしているつもりだが、こういう要望もあったので、どこが過剰なものかを認識した上で、それが本当に許可のために必要なものかを確認し、正していくようにしたい。

ただ、我々がどの書類が過剰なのかを把握できていないところもあるので、まずはその事実関係を把握したいと思う。

(大橋部会長) 提案団体が具体的なイメージを持っているだろう。事務局が介在したうえで警察庁と提案団体との間で、具体的にどこが過剰なのかを把握し、受け入れることができる内容であるとすれば、それを具体化、明文化していただくということを、ぜひお願いしたい。提案団体はかなり多いが、それは可能か。

(警察庁) 実際にどういうところが負担になっていて、どこが足りていないのかという現場の話を聞きたいところもある。今、おっしゃられたような形で情報はいただきたいと思う。

(大橋部会長) 行き先が必ずしも定まっていらないような訪問もあり、例えば市内で必要性が出てきたときに、あらかじめ言っていた車両の許可を 1 年間通じて求めるという、かなり不確定な許可申請についての要望も入っ



ていると思う。それは受け入れることができるものなのか、それとも不確定過ぎて受け入れられないのかということについて、すり合わせるということが大事。そこまでの柔軟化は考えてないのか。それとも、介護などの関係で決められた車両であれば、必要性が認められる場合に、市内において、1年間の駐車許可を出すということも可能か。

(警察庁) 都道府県警察に対し、ある程度包括的に柔軟な対応を検討するように指示をしているが、交通量が多かったり、通学路であったりなど、駐車車両により交通の危険が生じる場所もあるため、どこでも個人の判断で止めてもいいということになると、やはり限界がある。

交通の安全と円滑の確保は、警察の責務であるので、市内全体に対する駐車許可の可否については、調整が必要と考える。

(大橋部会長) あらかじめ許可できない場所を避けるような形での包括的な許可に関しては、折り合える余地はあるのか。

(警察庁) 警察には、地域住民からの安全面での要望や、駐車に対する苦情など、いろいろな話 coming in。包括的な場所に対する駐車許可については、これらの要望等とも照らし合わせた上での調整になるかと思う。

(大橋部会長) 新規のオンライン申請ができない点についての改善の要望が強く、この点については順次見直しすることのだが、いつ頃実現されるのか、可能であればスケジュールをお示しいただきたい。

(警察庁) 政府全体のデジタル化の流れの中で検討しているが、システム全体をいつ稼働させていくかについては、予算面の話もあるので、いつまでにというのは申し上げにくい。

(大橋部会長) 大まかでも言えないのか。現在、進めている計画やガイドラインなどがあれば示していただけるといいかと思うが、いかがか。

(警察庁) 内々で検討しており、新規申請も含めた全ての申請がオンラインでできるようなシステムづくりを、現在、計画しているところである。

いつ頃までにということをはっきりお示しできるかどうかは分からない。システムの早期実現に向け、具体的な内容について、検討を進めてまいりたい。

(大橋部会長) ほかの提案でもよくあることだが、中央省庁が通知を出して、もう解決済みと思っていたものが、地方出先機関が把握しておらず、違うことを言っていることがある。

今回、新しい通知を出すときに、現場への周知徹底に関して、何かされる予定はあるか。

(警察庁) 都道府県警察単位では、警察庁で申請のときにどういう書類を添付するかは日常的に把握するようにしている。

ただ、一つ一つの警察署の運用となると、なかなか目が行き届かないところがあるので、今回のような提案をいただいたのは、いい機会だと思っている。まさに八王子市の事例を警察庁として、よく把握をするということから始めたい。

(大橋部会長) 新しい通知を出し、これの周知徹底ということは、今まで図られなかった点もあるので、検討していただきたい。

今日口頭で説明があったことに、追加で盛り込めるような提案に沿った内容を、9月のヒアリングまでにお示しいただきたい。提案で何を求められているか、具体的に現場で何が求められているかなどよく分からない部分については、共同提案団体も含めて提案団体のほうと、事務局を介した中で意見交換をした上で、できるものとできないものを判断いただき、その検討状況をお示しいただければと考えている。

(警察庁) 承知した。

#### <通番 34：医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止（厚生労働省）>

(厚生労働省) そもそも国家検定がどういう位置づけのものなのかについて、医薬品は薬事承認を取った際には、基本的に企業において品質試験を実施の上出荷することとなるが、特に高度な製造技術や試験技術が必要であったり、あるいは製造の過程で特に品質に影響を受けやすいワクチンや血液製剤などは、厚生労働大臣が検定品目として指定しており、メーカーだけの試験ではなく、公的な検査で再度検定を受け、これに合格したものでなければ販売をしてはならないと薬機法の第43条で規定されている。

実際には、メーカーにおいて全てのロットについての自家試験を実施した上で、その後の国家検定では、検定機関として指定されている国立感染症研究所が、特に有効性や安全性の観点から重要な項目について試験をするほか、書類審査を行っている。

国家検定における都道府県の関わり方、役割については法定受託事務となっている。流れとしては、メーカーがワクチンを製造した後、検定の申請を行い、都道府県が申請書を試験品とともに国立感染症研究所に送ることとなるが、試験品は都道府県がメーカーから直接採取している。

国立感染症研究所が検定を実施した後は、検定が合格したものについて合格証明書をメーカーに発送するが、その際にも都道府県を経由して検定合格証をメーカーに交付している。ワクチンメーカーは検定に合格したロットに合格証書を貼るが、合格表示あるいは採取品の管理が問題なかったかを都道府県が確認している。

都道府県が関与しなければならない理由としては、検定に係る試験品の採取の段階で、メーカーに検体の選択を委ねた場合、都合のいい検体を選んで国立感染症研究所に送ってしまうことで、品質評価が適切に行われないおそれがあるため、都道府県が中立的な立場で試験品を抜き取って国立感染症研究所に送付する必要がある。

また、出荷品の合格表示、採取品の検定中の管理状況の確認として、不合格品であっても検定合格品だというような虚偽の表示を貼りつけていないか、検定をしている最中に、ロットをすり替える不正行為が行われていないかどうかを都道府県が中立的な立場で確認していただく必要がある。

京都府からは、都道府県を経由することで時間がかかるのではないかと指摘があるが、特に迅速な対応が必要な場合には、コロナワクチンの場合と同様に、厚生労働省からも並行して事業者へ検定結果を連絡するなど柔軟な対応を取っている。

現時点では、国民の保健衛生上の危害の発生を防止するために、やはり行政による中立的な立場での確認が必要だと考えている。

さらに、コロナの影響もあって、令和7年4月からはいわゆる日本版CDCとして国立健康危機管理研究機構が設置されることとなっているが、その際に国家検定の在り方として、できるだけ実物の検査ではなく書面審査で実施できるようにならないのかとか、検査自体をPMDAに順次移管するといった見直しも並行して行っているところであり、そうなれば、できるだけ都道府県の関与なくできるようになるため、制度の過渡期的な状況であるということも御理解いただきたい。

(大橋部会長) 国家検定の申請手続の中で、メーカーではない第三者が入るということで、公正性を中立的に高めたいという趣旨とのことだが、法定受託事務として都道府県が関与しなければならない実質的な理由は何か。(厚生労働省) 製造販売業の許可を与えるのが都道府県となっており、都道府県の関係者は許可や通常の高品質管理を通じてメーカーと常に接点があるため、普段から付き合いのある都道府県あるいは場合によっては保健所を通じて申請等を行うほうが、メーカーにとっても効率的という点がある。

国家検定に限らず、都道府県が実施する薬機法関係業務、特に業者に対する監視・指導については、全国的に国から都道府県への法定受託事務という形にしているため、その一環として、国家検定に関する業務をやっていたらという整理。

(大橋部会長) 国家検定自体、国が直接実施すべき手続なので、ワクチンの承認申請等で関与している国立感染症研究所に提出すればいいのではないかと問題意識については如何か。

(厚生労働省) メーカーが直接申請書とサンプルを提出することは、抜き取りの中立性が確保できないので難しい。国立感染症研究所あるいは国が直接抜き取りに行くことについては、より遠隔地となってしまう、メーカーサイド、行政サイドともに非効率になるので、都道府県に一定の関与をお願いしている。

(大橋部会長) 提案団体は、医薬品が慎重な取扱いを要するものであるため、実際には都道府県からではなくメーカーから直接送付することとしているようなので、国立感染症研究所が出てくるのは大変だとしても、地方厚生局が関与して試験品を採取することはできないか。

(厚生労働省) 地方厚生局のリソースの問題もあるので、通常から業者の監視を行っている都道府県のほうが業務の性質としては適している。

ただ、国家検定の仕組み自体がちょうど過渡期であり、現状は検定試験品を採取するという実地検査を中心としているが、おそらく大体5年ぐらい経つと、原則書面審査が中心の仕組みに変わっていく。試験品を抜き取るという業務についても5年後には存在しない業務になっていくため、今後の検定制度の見直しも含めて、提案団体には状況を見守っていただきたい。

(大橋部会長) 現状は過渡的な状況だとすれば、新しい仕組みをつくる際には、基本的な考え方として、従来型の都道府県経由という負担をかける形が残らない制度設計にする、という確約を出していただくというのも1つの回答と思うが如何か。

(厚生労働省) これから、原則書面審査として抜き取りがなくなっていく形に制度設計していく。一定の法律改正もしなければならないが、その方向で検討している、ということは申し上げたい。

(大橋部会長) 提案募集の1つの定番の形というのが、都道府県経由事務に関するものである。本件は検査がぶら下がっており、非定型なものという特殊事情はあるにしても、これから改組に伴う見直しがされるのであれば、将来的には都道府県の負担をなくす方向で制度設計することを、しっかりと示していただくことは可能か。

(厚生労働省) そういったことも視野に入れて検討していく。

時間はかかるが、抜き取りではなく書面審査で、さらにはPMDAに順次移行していくことになるので、その際には必ずしも都道府県経由でなくてもいいかと思う。一定の法改正は行うこととなるが、その方向で次の法改正に向けて検討していきたい。

(大橋部会長) 全体は5年で改正するとしても、検定実施後の合格通知だけでも、今回軽減できないか。自治体にもメリットがあり、事業者もそれだけ待つことがなくなるため、民間に対してのサービスにもなる。

(厚生労働省) 難しい。合格品のロットに対して検定証書を貼ることになるが、その確認をメーカー任せでいいのかという問題がある。合格表示の確認も重要な要素だと思っている。

(大橋部会長) 医薬品というのは、そんなに不良品が出るような精度が低いものなのか。

(厚生労働省) 国家検定は、性悪説に基づく仕組みになっている。現実には、製造所のメーカーで検定証書を不正に貼り替えるということが過去にもあった。そのような過去の不正事例も踏まえて、現状は都道府県が関与する仕組みとしている。

(大橋部会長) チェックを厚生局にお願いするというのはできないのか。

(厚生労働省) 製造所で検定合格品に証書を貼る中でも、実際に企業が不正を行っていたという事例もあり、検定証書の貼りつけに関する部分での確実性を確保するという意味で、都道府県が監視をしているのが現状。

先ほど御指摘いただいたように、新しい仕組みに変えていく中で、できるだけ都道府県の関与なく実施できるような形にしていくということで、我々も検討を進めていきたい。

(大橋部会長) 提案団体からは、実際に仕事の中で支障があるという声は出ているのか。

(中野参事官) 提案団体からは、試験品採取のために都道府県の薬事監視員が現場に出向いて対応する必要がある行き帰りも含めて相当の時間を要しており負担だという声をいただいている。

(大橋部会長) やはり提案もエビデンスベースになっている。

できれば、実際に不正があったというデータを出していただけないか。不正が本当であって、必要があつての手段ということであれば存在理由はあると思うが、本日初めて、不正があったということをお聞きしたので、資料を出していただきたい。

また、できるだけ地方厚生局でやっていただきたいという意見はあるので、制度の過渡期の間でも、何らかの負担軽減策を出していただけないか。

あわせて、国家検定の制度改正に関するスケジュールをきちんと示していただきたい。

以上3点お願いしたいが如何か。

(厚生労働省) 1点目の事例については、出し方も含めて対応させていただきたい。

過渡期の中に厚生局が対応するというのは、その過渡期のために考えるのもなかなか難しいと思うので、できれば3点目の将来的な見直しの前提の中で、検討をさせていただくという形でお願いしたい。

(大橋部会長) では、この3点についてまた9月に聞かせていただきたい。

(磯部構成員) 何年後かに大きく制度を変える前に、今までどういうやり方をやっていたのかというノウハウを国、厚生局、国立感染症研究所が伝えていくという意味では、厚生局が一部役割を担うというのもありかと思っていた。都道府県がやっているから現場の近くで顔も見えていいというのは、逆に距離が近過ぎてかえって癒着関係があるのではないかと疑われてしまいかねないわけで、別に近いからいいというものもどうなのだろうか。国家検定なら国がきちんとやってほしい。

今回の提案とは関係ない話にはなるが、分科会でもある先生が、日本版CDCとかと言いながら、国立感染症研究所というのは、CDCどころかFDAやNIHがやっていることも全部やっているということをおっしゃっていた。国家検定は新しい仕組みでちゃんと国がやっていただくことが大事だが、相当なりソースが必要になるので、その拡充も将来に向けてはお願いしたい。

(大橋部会長) それではこちらの問題意識をお伝えしたので、9月までによろしく願います。

## <通番6：医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し（厚生労働省）>

(大橋部会長) 届出と報告の趣旨目的が異なることは重々承知しているところであるが、同じような内容の届出を強いられていることは、客観的な事実である。また、届出先が複数あることにより、変更届出はなされている一方、医療機能情報提供制度に係る報告が失念されているといった声もあることから、届出・報告事項の精査を行い、一本化すべきではないか。

(厚生労働省) 重複事項について整理したところ、医療機能情報提供制度にはない項目が多かった。また、届出先が異なるので、本来保健所設置市が受理をするケースで、都道府県に提出された場合は、都道府県から市町村にバックヤードで渡す必要がある。また、届出と報告の期限が異なることについての問題もある。大きなクラウドのようなものに、全ての医療情報を入力し、権限のある主体がその情報を取得できる仕組みができればいいが、G-MISはコロナ禍に構築されたばかりで、まだ十分に整理できていないところ。病院はG-MISを使った報告ができるようになっていて一方、診療所では慣れていないところもあり、そういった医療機関も含め、まずは医療機能情報提供制度に係る情報をG-MISで報告させるということ、令和6年から始めようとしている。その動きを見て、使い勝手がよくなる方法が分かれば、今後G-MISに全ての医療情報を入力し、G-MISから情報を取得する仕組みも検討できるかもしれないが、現段階では時期尚早と考えている。また、「この項目は届出が不要、この項目は届出が必要」となると、かえって手間になる可能性がある。

(大橋部会長) G-MISの接続先に地方厚生局も加える等の改良により、ワンスオンリーに近づけるよう見直すことは難しいか。

(厚生労働省) デジタルに慣れていない医療機関も、これを機にG-MISで届け出るようにという仕組みを今まさに開始したところ。もう少し基盤が整って、権限のある市町村や地方厚生局が、様々な情報を取りにいける仕組みができれば、非常に便利になると思う。ただ、そのような仕組みができていない段階で、「重複している項目は届出不要だが、それ以外の項目は必要」となると、かえって間違いが生じると考える。医療DXの中の大きな枠組みを作って、措置が実現できれば非常に合理的であると思うが、G-MISを開始したばかりで、現時点で「いつまでに、こういったことができる」と言うことは難しい。

(大橋部会長) 提案団体の支障を踏まえた上で、今後システム改修を検討いただけないか。

(厚生労働省) 部会長のおっしゃる方向性で物事を検討することや、手間を減らす合理的な仕組みを検討するのは、当然のことだと考える。ただ、もう少し実態を把握し、どんな工夫があり得るかというのを調べなければ、現時点で解決案を出すことができない。

(勢一部会長代理) どういった可能性があり得るかについて、現段階での検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 最終的にはシステムを使った解決策が考えられるかもしれないが、そうすると実現まで時間がかかるので、その手前の段階で、どのような見直しをすれば前に進むのか、どういった工夫ができるのかについて提案団体と意見交換をしたい。

(大橋部会長) 事務局立会いの下、提案団体に具体的な問題を聞き、過渡期であっても調整できることはないか検討いただきたいが、事務局はどうか。

(泉参事官) 事務局立会いの下、提案団体の意向も聞きつつ、打合せできるように調整したい。

(磯部構成員) 医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会の構成員として、医療機関の負担感を感じていたところであった。届出の期限等の取り扱いが異なることで、一方の報告が失念されているといったこともあるとのことで、何とかならないかと感じている。現段階から中長期的な視点で考えていく必要がある。提案団体の負担感を考慮しつつ、国民が最新情報を把握でき、医療機関も手間が減るベストな方策を検討いただきたい。

(厚生労働省) 検討することについてはやぶさかではない一方、医療情報については複数の部局にまたがるため、大きなシステムを検討するには、立てつけから考えなくてはならない。医療情報をひとつにまとめて、権限を持つ主体が閲覧するというやり方にすれば、医療機関からの報告は一度で済むと考えられるが、やはり今すぐには難しいため、それまでにどういった工夫があり得るかということを検討したい。

(大橋部会長) 届出と報告の期限が異なる点については、統一できないか。

(厚生労働省) 10日以内や「速やかに」などあるが、「速やかに」の実態について精査したい。

(大橋部会長) この提案内容はどういう趣旨か。

(泉参事官) 厚生労働省からの第1次回答で、一元化が難しい理由として、期限が異なっていることが挙げ

られていたため、期限等の統一を含め、一元化を検討いただきたいという趣旨である。

(厚生労働省) ひとつひとつの項目において意味があると思っており、そのあたりはこちらでも精査しなければいけないと考えている。

(大橋部会長) 地方厚生局に届け出る項目と比較すると、都道府県知事に届け出る項目の方が多いのか。

(厚生労働省) 医療法上の開設届出事項の変更届は、医療機関への指導監督権限を持っている主体が実施するため、医療機関は保健所設置市の市長や、保健所設置市でなければ都道府県知事に届け出るようになっており、診療報酬関係は国が実施しているため、国の出先機関である地方厚生局に届け出るようになっていいる。医療機能情報提供制度では、一律に都道府県知事に報告している。

(泉参事官) 医療機能情報提供制度の報告先は都道府県知事となっているところ、提案団体では、事務処理特例条例で市に権限が下りている。

(大橋部会長) 長期的な課題である、新しい仕組みができた後の話のほか、それまでの間について少しでも負担軽減できるよう、提案団体と意見交換していただきたい。2次ヒアリングでは、期限の統一化等についても併せて検討結果を伺いたい。

### <通番 35：学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること（総務省、文部科学省）>

(大橋部会長) 今回、学校徴収金については公会計化の方針だということは、はっきり打ち出しているという理解で良いか。

(文部科学省) 資料27ページのとおり、文科省から通知をしており、給食費含め、折々教育委員会にもお願いをしているところである。

(大橋部会長) その場合の根拠規定とする法律は、学校教育法の第34条第4項か。

(文部科学省) 私どもとしては、行政実例として昭和30年代から地方自治体の御判断でこういったことができること示してきている。

(大橋部会長) 今回お示しいただいた高知県の委託契約の場合には、決済手数料というのとはかからないのか。金額が大きいという点が1つ問題としてあるのではないかという問題意識だが、見解如何。

(文部科学省) 高知県教委が、具体的に幾らで契約をしているかなどの詳細については把握していない。

(大橋部会長) 他の自治体の例で言うと、1件につき10円から100円という金額がかかって、例えば、児童・生徒が6万人いると、これで600万となり、これに掛ける何回といった形になる。それを支払える自治体は良いのかもしれないが、全国展開をするときには、これはお勧めですという手法にはなり得ないのではないかという問題意識だが、見解如何。

(文部科学省) 今の部会長の指摘は、いわゆる口座振替一般を行う際の手数料についてと思うが、今回提案団体が提示している論点は、手数料の問題ではなく二重で手続を行わなくてはならないというところと認識している。

(大橋部会長) 二重の手続の問題が解消されるときに、それなりのコストがあるのだとすると、それを解決策と言えるのかといった問題意識である。事務局の認識は如何か。

(泉参事官) 提案団体は、そういった銀行ではなくて、収納代行業者などを使おうと思ったときに、対象児童数が多い政令指定都市の例で言えば、先ほど部会長がおっしゃられたように、口座振替1回につき、600万ぐらいかかってしまう場合もある。また、口座振替の回数について、各家庭の事情も考慮すると1回ではなく何回かに分けて口座振替するケースも想定されることから、そういった費用の負担をどうするかというのも1つ課題として考えているところ。

(文部科学省) もしそうであるとすると、手数料負担の問題と、今回の二重の手続の問題は、そもそも別問題であることから、今すぐにお答えすることは困難である。

(泉参事官) 今回の一次回答において、文部科学省からそういうやり方があると紹介されたことを受け、提案団体に見解を確認したところ、手数料の負担の課題があると同ったところである。

(大橋部会長) まだヒアリングの機会はある。文部科学省が解決策として紹介した事例に対して、こういった問題意識が出てきたということである。今回の提案を踏まえたときに、学校教育法等の法的根拠が必要になるのではないかと考えるが、見解如何。

(文部科学省) 教育委員会が設置する学校に係る事務はそれぞれの教育委員会が行っており、校長が学校で

行う校務については、校長の職務規定が権限になる。我々としては、根拠規定を改めて創設しなくても、それぞれの自治体の実態に応じて判断されるものであることから、現行でも対応可能と考えているところである。

(大橋部会長) 公会計化する際の規定というのは、必要にならないのか。

(泉参事官) 私どもが思っているのは、給食費については、公会計化のガイドラインを作成して推進されており、公会計化の「準備・検討中」も含めれば6割の自治体で進めることができているといった調査結果も出てると承知している。一方、それ以外の学校徴収金については、なかなか進んでいないことから、その理由について、まずはお聞きしたい。

提案団体や私どもが気になったのは、提案団体の資料にもあるが、給食費の公会計化のガイドラインを周知された際に文部科学省が出された通知の中で、給食費の公会計化の取組は一層推進と書きつつ、それ以外の学校徴収金については、徴収管理を自治体の業務とするとか、あるいは保護者と業者の間で直接やり取りするような仕組みにするといった内容となっており、若干、給食費と別の取扱いをしているのではないかと感じているところである。一方、今回の一次回答では、公会計化を進めるといった内容であったことから、この点、給食費との違いも含めて、文部科学省として、これをどう進めていこうと思われているのかということもお聞きしたい。

(文部科学省) 公会計化を進めるという方針は、給食費を含めて学校徴収金については同じである。確かに給食費はガイドラインで進めており、それ以外については、中身が様々あることから、一律にとはいかないが、特に近年では、教師の業務負担の観点から、教育委員会の権限と責任においてできるものは教育委員会がやる、学校現場においても、教師が担っている場合には、例えば事務職員が一括して管理する方法により教師が管理しない仕組みというものを構築するようになるといった形で促している。既に一部の自治体では、公会計化に向けた取組を進めていただいていることから、そういった好事例を横展開することによって、私どもとしては進めていきたいと考えているところである。

(勢一部会長代理) 確かに、これからどのような形で公会計化を進めていくかということからは、各団体の状況に応じて、スピード感も違うし、取扱いも違うというのはあろうかと思う。好事例の横展開というのは、1つの良い方法だと思うが、やはりそのときに、先ほど口座振替の時の手数料の話も出たところだが、仕組みとしていろいろな自治体がパッケージとしてそういった優良事例を参照できるような形にしたい。現場側として、これを解消したいのだったらこうすれば良いけれども、その場合にはこれが必要になるよ、というような形になるとより良いものになるのではないか。少々事例として使い勝手が悪いところと、あと、規模が違う自治体があることから、生徒数が多い団体と、そうでない団体がいることも少し意識して横展開していただくとありがたい。

(文部科学省) 事例集などでも紹介しているが、今回の御提案や委員の先生の御指摘も踏まえて、より充実した内容で展開できるように検討してまいりたい。

(大橋部会長) 公会計化の今後のスケジュールや展望如何。

(文部科学省) まず、公会計化の一丁目一番地である給食費自体、「実施済み」は令和3年度で約3割となっている。その辺りが、なぜなのかということ、まず、最新のデータを十分踏まえて、その上で、今、先生からいただいたような御指摘や利便性のところに関しての御提案等も踏まえて横展開をしていく。

(大橋部会長) これは、学校徴収金も含めて、こういう位置付けがはっきりしないようなものについては、しっかり整理するということが大事だということを過去の提案でもずっと議論している。公会計化の方針は打ち出されているが、それを具体化する道筋を示していただく際、歩みがゆっくりなのは何故なのだろうかという点は、おそらく自治体も分からないまま待っていると思うので、方針を打ち出された後のスケジュールとか、支障の解消方策等について、2次ヒアリングでまた更に聞かせていただきたいため、それまでに整理いただきたい。

(文部科学省) いつまでにと、なかなか年度が切れる問題ではない。一方で、フォローアップもしないといけないことから、可能であれば最新の状況なども2次ヒアリングの際に示しつつ、御下問について、よく内部で検討し、関係府省とも必要があれば、検討させていただきたい。

(泉参事官) 中央教育審議会の答申上、好事例を収集して取組を促すことになっていることから、いろいろと事例なども御紹介されていらっしゃると思う。ただ、システムは各自治体が整備しているが、手続き面を見ていくと、保護者から個別に承諾を得る手続を取っていたり、私どもが把握しているものだと、学校

側に計画書を出させたりという手続が必要になったりしている。元々は保護者の負担とか、学校の現場の負担の軽減という趣旨で始められているが、実際はそういった負担が残ってしまっている、あるいは、給食費以外の学校徴収金は様々なものがあるという中で、やはり補助教材費といった学校教育法に根拠があるようなものに留まっており、なかなか広げていくというのが困難ではないのかとも思っている。

今回、自治体が学校の代わりに徴収金を管理や徴収ができるような仕組みという中で、文部科学省としては、公会計化、歳計現金化ということで、念頭に置かれて検討をしますということだが、学校徴収金の多くは、それを自治体が受け取って事業化していくというよりは、もっと預かり金のような要素もある。そういった問題意識もあって、提案団体からは、歳計現金ではなくて歳入歳出外現金としての扱いもできませんかというところの提案をいただいているところである。もう少しこういった声も受けて、できれば、学校徴収金の実態も確認しつつ、自治体、学校、保護者にとってメリットのあるような方法について、提案団体が主張している歳入歳出外現金としての扱いも含めた御検討をいただけるとありがたいと思っている。

(文部科学省) 御指摘は拝聴した。ただ、私どもは働き方改革の観点でも進めていることから、いたずらに学校に負担をかける形の調査等は厳に控えたい。今回の御提案と、その辺りのバランスを取ってやっていきたいと考えていることから、その辺りは御配慮を賜りたい。

(大橋部会長) やはり自治体が、自分の所有でない現金を持つということについては、法律や政令という形で、きちんと位置づけることが求められている中で、教材費等であれば学校教育法が根拠としてあるがその他、修学旅行費だとか、PTA会費だとか、部活動費というものが残ってしまって、それらが根拠のないようなお金になるという位置付けが問題であると考えている。公会計化を進めていくと言うのであれば、どこまでのものを含めておっしゃっているのか、明らかにされたい。また、学校徴収金を網羅できるようなシステムづくりや道筋に関して、成功事例として教材費までは分かったが、そこでまだ網羅できていないようなところについて、全体的な制度設計はどうなのだろうかという点には問題関心があることから、この点を整理した上で、2次ヒアリングで聞かせていただきたいのだがよろしいか。

(文部科学省) 部会長の御趣旨を事務局も通じてよくパラフレーズさせていただいて、準備をさせていただきたい。ただ、部会長がおっしゃったようなPTA費や部活動費は、種類が違うものである。それについては、一律にというのが果たして学校の現場等になじむのかどうか、また、それが結果的に学校の事務負担等の軽減になるかどうか、いろいろなことを総合的に考えなくてははいけない。この辺りも御念頭に置いていただきたい。

(磯部構成員) 歳計現金化、公会計化というので、好事例の横展開も良いが、保護者からすると何会計なのか分からなくても、便利なら良いわけである。やはり、学校の負担も減らしたいだろうし、いろいろなタイプのお金がある中で、リーズナブルだとは思えない取扱いになってしまてはいけないと思うことから、公会計化ありきではなく、歳入歳出外現金化も含め、とにかく一番リーズナブル、皆が無理なくお金を扱えるような仕組みというのを考えていただきたい。

改めて総務省にも伺いたい。仮に文部科学省で検討していただいて、ものによっては学校徴収金のうち歳入歳出外現金として取り扱うということになった場合、それは全て学校教育法等で文部科学省が所管する法律で手当すべきことなのか、地方自治法の施行規則で対応していただくことはできるのか。

(総務省) 地方自治法の立場から言えば、自治体に属さない現金については、自治体は持つべきでないというのが大原則。ただ、法律や政令に基づくものであれば例外がある。具体的には公営住宅の敷金、共済の預かり金がある。今の中央教育審議会の方針では、とにかく公会計化というので、自治体の歳入歳出予算に組み入れなさいとなっているので、それに反することを総務省としては言えない。もちろん、歳入歳出外現金にするものがあるとしても良いと文部科学省が言うのであるならば、それはそういう法律や政令を作るべきであるというのが、私どものスタンスである。

(大橋部会長) 今日のヒアリングでも、文部科学省が公会計化とおっしゃるので、そちらの方面でずっと話をしてきたが、そこから漏れて最後のセーフティネットという話になった場合には地方自治法の中での対応ということも考えなくてははいけないのではないかと思ったところだが、今日は直接の対象にはしなかったという結果となった。

(総務省) 原則はそれぞれの所管法令の中で、何が自治体に属さなくても自治体で取り扱って良いお金なのかということを決めてもらわなくてははいけない。そうでないと、原則が野放図になってしまうことから、

今はそういうスタンスではないと私どもは理解しているが、必要があったら、そういう法律や制度を作るべきであるということである。

(大橋部会長) それでは、引き続き2次ヒアリングに向けて御検討をお願いしたい。

### <通番 39：日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化（総務省、厚生労働省）>

(大橋部会長) これは、令和2年の提案で、令和3年の対応方針を踏まえての対応がどうなっているのかということで、今お聞きしたが、私どもとしては、もう具体的なお答えがいただけるのだと思って楽しみに待っていたが、全体的に非常に抽象的な検討の状況が伝わってきただけで、具体的な方向性がまだ見えない。単刀直入に聞くが、日本赤十字法の改正に係る検討状況はどうなっているのか。

(厚生労働省) 今御説明申し上げたように、これまで御提案を受けて、日赤を通じて、あるいは自治体への個別のヒアリングなども含めて、様々実情を丁寧に伺ってきた。

こうしたプロセスを通じて分かったこととして、いろいろ自治体の業務負担に及ぼす影響について、非常に大きな懸念が示されており、実務上の負担に及ぼす影響というものも非常に大きい。自治体の方からも、公金化されることによって非常に業務量が増大すること、例えば、今一人で当該業務をやっている場合、公金化されると、とてもこれでは継続できない、そういった懸念があるとの趣旨の声も聞こえている。自治体と言っても、非常に多様なものがある。100万都市から人口数千人のような自治体もあり、事務能力や、あるいは地域の抱える実情、体制といったものも様々ある中で、そうした業務負担、日赤と自治体の協力関係の継続、あるいは地域のいろいろな奉仕活動をされている方々との関係について、公金化にあたって、いろいろな懸念が見えてきて、非常に大きい影響もあることから、私どもとしては、これらの影響について丁寧に見ていく必要があると考えており、いろいろ目配せもしなければいけないこともあると思っている。私どもとしては、引き続き、そうした課題の一つ一つをきちんと丁寧に見て検討していきたいと思っている。

(大橋部会長) 提案で出ている課題は、非常に具体的である。従って、問題発見は結構だが、2つの問題について、どう考えるかということについて、具体的なお答えをいただきたい。1つは、神戸市から、赤十字の仕事に関して、地方公共団体が、法的根拠が分からない現金を扱っているということで、責任の所在が極めて不明確になっているため、このお金の責任の所在をはっきりさせて欲しいということ。これを法律または政令でしっかりと位置づけるという課題があり、厚生労働省の関係でいうと、日赤法にそういう規定を置くということについて、どこまで検討が進んでいるのか、これが1番目の質問。

2つ目は、赤十字の仕事を地方公共団体がお手伝いしていること、公務員が仕事の中でやっていることについて、現場ではどういったことが起きているかということ、そうしたことについて、住民監査請求や、苦情申立、要するに、それは公務でやっているのですかということが、具体的に問われているので、この協力業務というのは一体どういう法的性格を持つものとして厚生労働省では位置づけているのかと、以上2点についてはっきり聞いているのが提案の中身である。これを答えてほしいために、いろいろ調べるなら調べてくださいということをお願いしたのだが、令和3年の対応方針からの検討期限も過ぎており、提案時から3年かかっている、ほかの提案と比べて突出して進んでいない中で、今さらいろいろ慎重に聞くというのはどうなのか。しかも、もう問題発見というより、問題は今申し上げた2点について明確化しているので、はっきり主務官庁としてお立場を示してくださいということである。それが示されないと、提案団体も満足しないと思うので、そこについてお答えをお聞かせいただきたい。

(厚生労働省) まず、先ほど申し上げた懸念ということになるが、公金化という御提案については、先ほど申し上げたように、様々な規模も体制も含めて多様な自治体がある中で、どうすれば我々としても自治体の方々に、より適正かつ円滑に御協力をいただけるようになるのかということも含めて、今申し上げた懸念の側面もしっかり受け止めながら、どういうことが考えられるかということについて、考えたいと思っている。

(大橋部会長) 懸念というか、今、神戸市からしてみたら、日赤資金等の取扱に際して、根拠が不明な状況が存続して早何年なので、はっきりして欲しいということである。これは負担とか何とかというよりも、方針を打ち出してもらうということが大事かと思うので、日赤法において公金化の形で処理をします、と言っていたら、それを言っていたら、その後、実務上の問題を詰めていただくということになると思うが、その方針はどうなのか。

(厚生労働省) 方針を決めてから実務上の課題をとということだが、やはり方針が決まる前に実務的な課題をしっかり丁寧に見ていく必要があると思っている。私どもも提案を受けて、日本赤十字社にも多大な労をとって



ただいて、いろいろ調べたり、お話を伺ったりしてきている。やはりお話を伺っていく中では、自治体の事務負担の影響が非常に大きいということが示されていて、例えば、決裁の書類の作成や、寄附などの度にそういった書類を作って決裁をして、伝票を起こしてシステム処理するといった事務が増えてきて、会計室への決裁1つとっても非常に時間がかかるといったことや、今一人で業務を担っているが、公金化するとこれではもう対応できなくなると、要するに今後協力が難しくなるのではないかとといったようなお声や、口座手数料の影響がどうなるのかとか、そういった様々な御懸念が示されている。従って、やはり私どもとしては、多様な自治体がある中で、全体としてどういうことが良いのか、いろいろな懸念の側面に対しても一つ一つきちんと丁寧に見ていきながら考えていく必要があると思っている。

これは、全国の日赤のいろいろな活動の基盤につながる部分もある。そうした部分への影響や、2次的、3次的な影響といったことも含めて、しっかりと目配せをして考えていくことが必要と思っている。

(大橋部会長) 検討の中身が少し違う気がしていて、日赤法で公金化に当たって規定を置くことについての支障や御懸念が、いろいろあって、そちらで受け切れないのだとすれば、総務省に地方自治法での法的な根拠づけということが可能かどうか相談すべきである。だから二者択一である。法的には解決策は2つであり、両省でどちらか、くじを引いてもらえれば良いような話である。そうでないと、結局、根拠が不明な状態がずっと続いている中で、これ以上待つというのは、提案団体に対しても失礼である。

総務省にもお聞きしたいが、日本赤十字社についての協力業務というのは、地方公務員の仕事や地方公務員法との関係でどのようにお考えかということと、先ほど、日赤法で位置づけるということについて、厚生労働省としては御苦労されていることから、地方自治法で学校徴収金の話と横並びのような形で、法的根拠を整備するということについては、いかがか。

(総務省) 先ほども申し上げたが、地方公共団体の歳入歳出に属さない現金については、地方公共団体は法律や政令の規定に基づくものでなくては保管することができないというのが大原則である。それは国の会計法も同じである。それで、法律や政令が必要であると認めるならば、それは個別法で対応すべきというのが、我々の基本的なスタンスである。

神戸市がおっしゃっているのは、さっき座長におまとめいただいたが、実際に自治体が扱っている日赤に関する現金について、非常に位置づけが曖昧であるということだと思っている。実際に首長が扱っていることになっていたりとか、職員が扱っていることになっていると、その位置づけが曖昧だということだと思うが、私どもとしては、少なくとも制度の側から言うと、地方公共団体の歳入歳出に属さない現金については、これを保管することはできない。もし、それを歳入歳出外現金として扱うのであれば、個別の法律や政令が必要と思っている。

今、御指摘があったように、確かにこの法律や政令に基づくものの1つの例として、自治法施行規則の規定がある。ただ、これを見ていただくと、中身は全部、国の会計法規の中で認められているものである。

従って、自治法施行規則に規定されている、債権者代理して地方公共団体が保管することになったようなものや、あるいは災害時の見舞金、学校への寄附金、これらもそれぞれ国の会計法規あるいは国立学校特別会計法などに基づいたものとしての並びで、国が歳入歳出外現金として扱っているものが、地方自治法の施行規則に書いてあるということになっているため、そういう意味で言えば、個別法の中で公務員にそれだけのものをやらせるということであるならば、そこはきちんと制度を手当しなければいけない。

ただ、今厚生労働省からお話があったように、今度は会計法規の規定が関わってきて、決裁などが必要になり、それは大変だということだと思うので、そこはむしろどう整理したら良いのかということをしっかり制度所管省庁で考えていただくのがまず大原則と思っている。

(大橋部会長) これは現行法を前提にすると、法律又は政令に位置づけなければ、これはもう立ち行かないということがあって、具体的には、日赤法に規定を置くか、今の地方自治法の関係の規定に載せるかである。地方自治法の今持っているラインナップというのは、日赤資金のようなものではないもので限定されているとのことであり、自治法施行規則にはまらないのだとすると、これは日赤法でやっていただかない限りは根拠が不明な状態が続いたままになってしまう。従って、いろいろ意見を聞くよりも何よりも、ここまで指摘されて何年も提案が存続するというのは、こちら責任は持てないので、一定の理解が得られるような措置を早急にお願したい。2次ヒアリングを9月にやるが、そこでこの点については是非、具体的な御回答をいただきたいと思う。

そうでないと、上の委員会にも、提案団体にも説明がつかない。いつまでやっているのかと言われてしまう。

課題は元々分かっていて、ある程度その問題点は見えていることであるため、それで整理いただく必要があると思う。

(厚生労働省) 先ほど来申し上げているが、まず、そもそも歳入歳出外現金としてやっていくということに対して、提案団体以外の様々な自治体の実情にもしっかり目を向けて、その懸念の側面に対しても向き合うということは大事なことだと思っているので、そうしたことを抜きにして結論を出すということは、極めて難しいのではないかと考えている。

引き続き、我々としては、全国にある多様な自治体の実情という中で、多くの自治体の方々にご協力いただけるような方策というものを、しっかり丁寧にいろいろなとこに目配せをしながら見ていきたいということであり、影響も非常に大きい分野であるため、そうした思考のプロセスというか、そういったことをしっかり丁寧にさせていただきたいと思っている。

(大橋部会長) 本件は、神戸市を含めて複数の追加共同提案団体から提案が出ている。それで意見を聞いていただくのは結構だが、100、200自治体の意見を聞いたところで、現行制度の立てつけからすると、赤十字関係で持っている活動資金の根拠が明確になるということは、100聞いてもないと思うことから、何か措置を取らない限り、現状は変わらない。それを変えた後の作業が大変だというのは、確かに分かるが、その進め方について、いろいろ御説明をいただけるのであれば分かるが、最初の第一歩のところについては、もう期限切れであり、そろそろ本当に返事をいただく必要があると思うが、いかがか。

(厚生労働省) 私どももいろいろ見ていく中では、実務の実情としては、地方公共団体の職員が日赤から委嘱を受けていたり、お金を受け取ったときなども日赤の地区区分の名義で、地方公共団体としてではなく、日本赤十字社の地区区分の名義や立場でやり取りをさせていただいているところもあるようなので、地方公共団体としてというよりは、あくまでも日赤の地区区分として、その立場内で扱っているところが基本にあるのではないかと考えている。

いずれにしても、現状の日赤資金の取扱いに対する、現金規定との関係をどう理解していくべきかということが今回、御不安なり御提案の背景にあるのだと思うので、そうした現状の部分について、地方自治法の現金保管規定との関係でどう整理をしていくのか、今申し上げたような名義であったり、立場であったりといったところの実情なども加味して、今後よく検討していきたいと思っている。

(大橋部会長) 事務局、これは、令和3年に対応方針が出ているということではよかったか。

(泉参事官) 令和3年の対応方針で、令和4年中結論である。令和4年度の対応方針について総務省、厚労省とも調整させていただいたが、調整がつかず、記載に至っていないという事情もあり、今回フォローアップ重点という形で取り上げさせていただいている。ご指摘のとおり、期限は超過している。

(大橋部会長) だから、提案事案の中でも、この案件は異例に長く検討に時間を要しており、しかも結局答えが出ていない一方で、提案では極めて具体的に問題点が出ている。このままでは対外的に説明がつかない。やはり明確な御回答を、ぜひ2次ヒアリングでいただきたい。

(泉参事官) 実態調査は、厚生労働省が令和3年度、4年度にかけて、かなりやられていると思っており、そういう中で自治体の負担ということを繰り返し、厚生労働省はおっしゃっていると思うが、1か所気になったのは、ほかのいわゆる準公金等とされるものとの関係というのも、実はこの提案を実現する上で、大きな課題になっているのではないかとと思うが、その辺りの御認識はいかがか。

(厚生労働省) 先ほどから私どもが申し上げていることにもつながるが、やはり実情を見ていく中で、準公金に関するローカルルールなどもあった。事務負担の影響にも関わるが、ローカルルールに基づいて、自治体の中でも事務が行われており、それに対してのお考えも様々あると思っている。

ただ、まずは、この問題というのは、そもそも先ほど来のお話になっている歳入歳出外現金にするということについて、いろいろな自治体の声も聞こえているので、そもそも歳入歳出外現金にするものの懸念ということなどの部分を、まず、しっかり見ていきたいと思っている。

(大橋部会長) それで、懸念があったらどうするのか。提案団体は、事務等を安心してできるように、法改正して欲しいということなので、歳入歳出外現金にすることに対して、もし懸念があるというのであれば、代替案を言っていただかないと先に進まないと思う。

(厚生労働省) その懸念というものに対してどう考えるかということが、まさに課題であるが、先ほど申し上げたように、御提案の自治体の趣旨も、協力していただいている現状の事務そのものには御理解をいただいて、それを維持することは必要だということをお前提にされていると理解している。まず、現状の自治体の職員の皆

様にご協力いただいている業務の実情と、自治法の現金管理の規定との関係などに不安があるという部分があると思うので、これまでの調査で見えてきた多様な実情なども見ながら、この現状解釈の部分について、しっかりまず検討していくということが重要だと考えている。

(大橋部会長) 今年度の提案の中で、答えをきちんと出していただければということの良いか。

(厚生労働省) 地域の実情は多様である。また、かなり歴史のある事業でもあるため、地域の実務がある種先行している部分もあるが、そういう中で多様な実情をよく見ながら、1つの形を示すことで逆に他の自治体に混乱を及ぼさないかなどの点を含め考えていく必要がある。いろいろな観点から丁寧に見て考えていく必要があると思っている。

(大橋部会長) 本件は取扱いが異例過ぎるので、本当に今年の中で返事がいただけないのであれば、今までやったことはないが、親委員会に、こういう提案で、こういう形になってということでの問題提起というか、付言をしていただいて、担当大臣にまできちんとお伝えする必要も出てくると思う。普通の提案の手続の中では、全然収まらないまま来ているので、ぜひ、そういうことも念頭に置きながら、また、いろいろ協議したいと思うので、ぜひ御検討をお願いします。

### <通番 32：身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止（厚生労働省）>

(大橋部会長) 身体障害者手帳に関する行政において、当該指定医が中核的な仕組みであり、地方社会福祉審議会において慎重な手続を取っていることは認識している。

医師の指定の実績等について、提案団体によれば令和 2 年は申請 30 件で却下はなく、このところほとんど問題になっていない気がする。指定医の認定については、地方社会福祉審議会がストップをかけた事例は全国的にかなり見られるのか。それとも念のために置かれているような手続ということなのか。

(厚生労働省) 全国的な状況については把握していないが、ある県の状況がネット上で把握ができたので御紹介申し上げますと、令和 4 年 6 月の会議において 89 件の諮問に対して 30 件の却下、同年 9 月の会議において 48 件の諮問に対して 8 件の却下、同年 11 月の会議において 14 件の諮問に対して 1 件の却下を行ったことが示されている。

(大橋部会長) 地方社会福祉審議会から専門的な意見を聴取する場合、具体的に当該審査の過程でどんな意見が寄せられてくるのか。

別の言い方をすると、指定医の指定の基準が事細かに決められており、履歴書等が具体的に提出され、どんな活動をしてきたかが把握されているような医師を指定の候補に挙げるのだと思うが、そのような医師にかかる申請に対し、さらに普通の行政職員が手持ちの資料では、なお判断が難しく、地方社会福祉審議会へ専門的な意見を聴取する必要がある具体的な事項はどのようなものがあるか。

(厚生労働省) 指定医の審査に求められる専門性について、障害種別ごとの専門性や経験の例示としては、腎機能の障害を持つ方について、透析医療に関わった経験の有無だけではなく、年数などを考えている。それぞれの身体障害というのは、四肢機能に関わるものだけでなく、近年、幅広く障害を捉えており、内部障害など様々な病気や内部疾患の障害もあることから、このような中で様々な治療の経験が評価の一部であると考えている。

(大橋部会長) 地方社会福祉審議会への意見聴取といった指定の手続は非常に重要なものだとして、特に審査時間に関する事務負担の関係をお聞きしたい。

時間短縮ができる開催方法について説明はあったが、提案団体からは、指定の段階で最長で 3 か月以上かかるという数字が示されている。審査期間は全体的にどれぐらいで推移しているのか。これが極端に異常な数字なのか、それともかなり時間を要している実態があるのかどうかということを前提にすると、具体的な活動年数や実績、資格、学歴、職歴が示され、さらに厚生労働省でつくられている審査基準のようなものを満たす医師について、定型的に問題なく指定できるということで、地方社会福祉審議会の諮問を一定の場合は不要とできるといった事例は存在しないか。すべて個別に具体的に時間をかけて審査しなければいけないものなのかという辺りが、一番の関心事である。

そのため、先ほど開催方法を短縮するなどの工夫はあるという説明だったが、諮問の中身についても、一定程度定型的なものについては諮問を省き、例えば、少し難しい案件や疑義が生じた案件、地方社会福祉審議会のご意見を伺いたい案件などについては必ず諮問するというように、裁量性を認めることは不可能なのかどうか、弾力化の余地や運用上の改善はできないだろうか。

(厚生労働省) 御指摘の意図は非常に重要と認識しているが、本件の審査の内容、例えば、審査をするべき事項の中に当該医師の主たる研究歴や業績といったような、医師としての研究歴や業績を問うた場合、日常的に事務を行っている職員を中心に構成している行政府の中で、研究内容を正確に理解できるとは言い難く、なかなか定型化して「この場合は指定可」といったことを示すことによって、一部パスできるような基準をつくれるような気もするが、大方のものがパスできるような基準がつくれるのかは正直自信がない。

一方で、審査期間が2か月又は3か月が長いかどうかという点、一般的に、様々な任命の手続は事実関係の確認等を行うので長いというわけでもないし、誤解があったら大変申し訳ないが、御指摘自体も特別長くかかって困るというものでは必ずしもないとお見受けしている。短ければ短いに越したことはないことは確かだとは思いますが、格別必要以上に長いということではないような気はする。

(大橋部会長) 現場からしてみたら、それぐらいの期間をかけているが、実際にほとんど却下がないような状況で、申請どおり指定するという処理が続いている。この仕組みを廃止するというのは、なかなか難しいと思うが、一律に義務づける必要性については、少し工夫する余地はないのか。

指定は1回指定したら指定された医師は永久指定か。それとも一定の期間で更新が必要か。

(厚生労働省) 期間は決めていないと認識している。取消しの規定もあり、必要な場合には指定取消しをしていただくこととなる。

(大橋部会長) 指定取消制度も背後にあるという前提のもとで、当該手続の適正性を担保するという仕組みの中で一律義務づけというところについて、柔軟な運用方針などを示していただけると提案団体にも説明しやすい。もちろん開催方法の工夫は周知していただいて、審査期間を短縮して進めるというのも一つの手だと思う。そういう類いの運用改善ということについて何か工夫はできないか。

例えば、指定基準についてはかなり詳細につくられているということなのか。それとも、ある程度指定については自治体の行政職員で可否が判断可能というような場合は本当にゼロなのか。

(厚生労働省) 行政職員で判断可能な場合がゼロであるかどうかというのは少し難しい。ゼロであるとは質問の性格からして言い切れないような気がする。趣旨としては、その専門性に鑑みて、行政の職員にとって難しいという提出資料の性格からすれば、難しいものと考えている。

ただ、2次回答に向けて、対応に反映できるかどうかのコミットは全くできないが、検討はさせていただきたいと思っている。

(大橋部会長) ぜひお願いしたい。こういった制度において一律義務づけという仕組みについては、いろいろ工夫するというのはよくある話なので、そういう工夫が一定程度何かできないのだろうか、余地がないかについて御検討いただいて、その検討結果を2次ヒアリングでお聞かせいただければと思う。

(中野参事官) 弾力的運用を可能な限り御検討いただくと幸いなので、2次ヒアリングに向けて調整させていただければと思う。

(磯部構成員) 2次ヒアリングに向けて御検討いただきたい。例えば、透析の経験と言っても、何年従事して大体何件診察したといったことを申請の段階で数字を出してもらい、それを書類で確認するというのに尽きるのではないかと考える。

その際、例えば、「何件以上であれば相当の経験あり」と判断して差し支えないなど、指定に当たっての判断基準について専門家がきちんと定めれば、ある程度処理できるのではないかと考える。むしろ審議会のある構成員の非常に厳しい見解によりなかなか指定ができないなどということになったら、かえって問題のような気がする。ある程度割り切るところで、当該判断基準を中心に運用することは十分可能だし、むしろ適切なのではないかと考えるので、こちらも含めて検討をいただければと思う。

(厚生労働省) 恐らく基準は一本で定めるのが可能かどうかという点もあると思う。臨床経験は少ないけれども、研究経験ある医師を総合的にどう判断するかという点もあるので、そういったことも含めて検討してまいりたい。また、開催方法についても、例えば、招集する委員の範囲を狭めるような方策なども含めて検討させていただければと考えている。

(大橋部会長) 幅広に運用改善ができることを検討いただければと思う。

### <通番 33：指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化（こども家庭庁、厚生労働省）>

(大橋部会長) 本提案における提案団体を見ると、中核市市長会のほかに、追加共同提案団体もかなりの数にし

ぼりしかも行政能力があるところから賛同の声が出ているので、ここに出ている負担感は、全国で広く現場が実際に感じていることなのだと考えている。

特に追加共同提案団体の中からは、年間 1,000 件以上の変更届の提出を受けているという意見も寄せられてきており、届出事項の重複について事務負担が軽減されると、非常に事務としてありがたいということがあるので、何か工夫してみる余地はあると考える。

それと、先ほど説明があったように、制度がかなり入り組んでいて複雑で、これに関する問い合わせが非常に多いという声もあり、その問い合わせに対応する業務が大きなものになってしまっているというのが、今回の法的な仕組みについての問題点だと思われる。また、自治体の中には、特に業務管理体制の整備に関する事項についての届出書類は実際には使っていないという意見もあり、使っていないのに、ここまで労力を使う必要があるのかということと、件数が多いことに伴って、行政上の誤りを誘発するというリスクをこの仕組みが含んでいるという観点から提案が出てきていると思われる。

第 1 次回答を拝見すると、検討をしていただけるということなので、まず、具体的な検討のスケジュールをお聞きしたい。また、その場合の方針として特に私どもがお願いしたいのは届出の省略であるが、それが無理でも、手続の簡素化をして、地方公共団体の負担に対して寄り添うような方向性を示していただければありがたい。

(厚生労働省) まず、スケジュール感について、現時点で具体的にいつまでと申し上げる用意はないが、9月の2次回答の段階で、今の状況よりも具体的な方向性をお示しはしたいと考えている。

具体的な着手の時期についてはその中身を検討しながら考えるが、やり方としては届出や記載の一部を不要とするとか、2つの届出があるので様式を兼用にするといった方法、一方で、手続の効率化やシステムの活用といったような御指摘もお聞きしているので、そういったことも考える中で、何ができるか検討していく。

そういった要素が入ってくると予算が必要になるので、いつまでに、というのはあまりはっきりと言いにくくなるが、その辺も念頭に置きながら検討していきたい。

(大橋部会長) ほかの提案にもこの類いのものは多く、届出が2つの法制度から要求されているが、その内容は重複しているものが多い。だが、完全に重複しているわけではなくて、違う項目のものもある。それぞれの制度の沿革があって、それぞれの時代で作られてきたものなのでそれは当たり前なのだが、今回の2つの届出を並べたときに、本当に全て必要なのかという観点や、共通化による一方の省略や様式の統一など、見直せる部分はいろいろあると思う。また、添付書類についても見直しをしていただき、不必要な書類をたくさん提出させているような事例もあるので、その辺も検討いただきたい。手続全体の中で、今よりも少し簡素化して、概観性がよくなれば、それだけ事務もやりやすく、間違いもなくなるし、問い合わせも減ると思う。提案に答えるのはオール・オア・ナッシングではなく、その辺の多様な問題をよく検討いただき、できる範囲のものを、9月の2次ヒアリングでお聞かせいただきたい。

(厚生労働省) 基本的には、届出様式をどうするか考えるだけでなく、そこで求める情報が、行政の中でどう活用されていくのかという視点から考えたいと思っている。

届出という仕組みは、事業者から行政への提出を求めて、それで行政が必要な情報を把握するためのものであり、場合によると、行政機関間の連携に置き換えたほうがいい場合もあるかもしれないが、その場合、行政側の負担が軽減されない可能性もある。全体の効率性を考えた案を示しつつ、関係する地方の方々の御意見も聞きながら検討するという流れになる可能性もあるかと思っている。

(大橋部会長) ただ、中には一方の届出を受けた方にアクセスして確認してもらうという形で、もう一方の届出を省略するようなお願いをしているところもあるので、そういったものも含めて、少し検討をいただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)